

退職を控えている皆さまへお知らせ

被扶養配偶者の国民年金第1号被保険者の 加入手続きを忘れずに！

組合員の被扶養者である20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者として国民年金に加入しておりますが、組合員が退職されると同時に国民年金第3号被保険者の資格も喪失するため、被扶養配偶者ご本人が国民年金第1号被保険者の該当となり、国民年金に加入する手続きが必要になります。

また、退職後フルタイム勤務職員として引き続き共済組合の組合員となった場合または再就職して再就職先の健康保険に加入となり、被扶養者として認定された場合は、手続きの必要はありません。

なお、この加入手続きを忘れてしまうと将来受給する年金額に大きく影響しますので、十分ご注意ください。

国民年金第1号被保険者の加入手続きを行う場合

- お住まいの市区役所および町村役場の担当課窓口にて加入手続きを行ってください。
- 組合員が退職した場合、「国民年金第3号被保険者関係届(非該当)」のご提出は不要です。